

小規模企業の **会 社 役 員** のみなさまへ

還暦から始める小規模共済!!

経営者の退職金制度

法改正により平成28年4月1日から、
会社役員の方は、**任意退任 (65歳以上)** でも
有利な共済金を受け取れるようになりました!



▶ 国が定めた制度で「安心・確実」

- 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
- 国が全額出資する(独)中小機構が運営

▶ 掛金は、「月額70,000円まで」 (500円刻みで月額1,000円~)

- いつでも、「増額」や「減額」ができます

▶ とにかく「大きな節税」

- 掛金は、全額「**所得控除**」

※掛金全額所得控除による節税例 …………… 節税額109,500円!

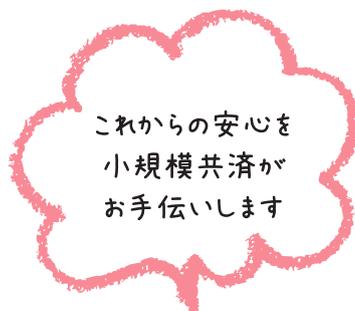
課税所得400万円 …………… 税額785,300円

掛金月額3万円(年間36万円) ……… 加入後税額675,800円

- 受取る時(共済金)は、「**退職所得扱い**」(一括受取)
又は「**公的年金等の雑所得扱い**」(分割受取)

▶ どんな時にいくらもらえるの?

➡ 詳しくは裏面へ



加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主(共同経営者含む)及び会社等役員の方です。詳しくは制度のしおり等をご覧ください。

加入お申込み先

- 商工会
- 商工会議所
- 青色申告会
- 金融機関の本支店
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合

65歳以上の任意退任が
準共済事由からB共済事由になり、
共済金が増額されます！



● 共済事由

	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
会社等 役員	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等の解散 <p>(注)組織変更により会社を解散した場合は除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等役員の65歳以上による退任 ● 会社等役員の疾病・負傷による退任 ● 会社等役員の死亡 ● 老齢給付 <p>(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等役員の65歳以上による退任 ● 会社等役員の退任 <p>(疾病・負傷・死亡・解散を除く)</p> <p>※疾病又は負傷によらない65歳未満での退任は、引き続き「準共済事由」となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意解約 ● 中小機構による共済契約の解除 <p>(12か月以上の掛金滞納等)</p>

● 基本共済金の額 掛金月額3万円の場合

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	1,800,000円	1,864,200円	1,843,800円	1,800,000円	掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。 掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	3,600,000円	3,871,800円	3,782,400円	3,600,000円	
15年	5,400,000円	6,033,000円	5,821,200円	5,400,000円	
20年	7,200,000円	8,359,200円	7,976,400円	7,258,500円	

※共済金A・共済金B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって掛金月額、契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

制度の詳しい内容は、制度のしおり、ホームページ等をご覧ください。

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の倒産! もしものときの資金調達
しっかりサポートします。

安心サポート宣言

掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円まで貸付け
貸付条件は **無担保・無保証人**

掛金の積立限度額は**800万円**

掛金月額の上限は**20万円**
掛金は **損金または必要経費に**

償還期間は **貸付額に応じて設定**

早期完済時は **早期償還手当金を支給**



■ ご加入いただく前にお読みください。

- 取引先事業者の「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。
 - 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、又は、特別清算開始の申立てがされること。(この場合の倒産発生日は開始決定日ではなく申立て日となります)
 - 手形交換所またはでんさいネットに参加する金融機関によって取引停止処分を受けること。(この場合の倒産発生日は取引停止処分日となります)
 - 債務整理の委託を受けた弁護士等によって、共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。(この場合の倒産発生日は、通知がされた日となります)
 - 甚大な災害の発生によって、手形交換所において、所持する取引先の手形等が「災害による不渡り」となること、またはでんさいが「災害による支払不能」となること。(この倒産発生日は当該手形等の手形交換日・显示日またはでんさいの支払期日)
 - 特定非常災害により取引先の代表者が死亡・行方不明となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことが困難な場合で、弁護士等によって共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。(この場合の倒産発生日は通知がされた日)なお、「夜逃げ」は倒産には含まれません。
- 「売掛金債権等」とは、売掛金債権及び前渡金返還請求権をいいます。
 - 回収が困難となった売掛金債権等の額(いわゆる被害額)とは、契約者と倒産した取引先事業者との取引によって生じた売掛金債権、前渡金返還請求権の合計額のうち、回収が困難なものの額をいいます。したがって、**一般消費者に対する債権は対象となりません。**また、商品又は役務の取引に該当しない貸付金債権、融通手形に基づく債権などは、回収が困難となっても、被害額には含まれません。
- 次のような場合、共済金の貸付けを受けることができません。
 - 取引先事業者の倒産発生日が、契約の日から6か月未満に生じたとき。
 - 取引先事業者の倒産発生日までに、6か月分の掛金を納付していないとき。
 - 共済金の貸付請求が、取引先の倒産発生日から6か月を経過した後に行われたとき。
 - 契約者が貸付請求時点で中小企業者でないとき。
 - 貸付金額が、50万円(原則)または、契約者の月間の総取引額の20%に相当する額のいずれか少ない額に達していないとき。
 - 契約者が貸付請求時点で自ら倒産または、これに準ずる事態にあるとき。
 - 契約者が既に貸付けを受けた共済金の償還を怠っているとき。
 - 倒産した取引先事業者に対し売掛金債権等を有すること、またはその回収が困難になったことにつき契約者に悪意もしくは、重大な過失があったとき(取引先の倒産を十分に予知した上で売掛金を累増する場合、取引先事業者の倒産を予知した後、納入製品の回収を怠るとき等)。
 - 上記のほか、共済金の貸付請求者と当該倒産に係る取引先事業者との取引額、代金の支払方法等が確認されない限り、貸付けが受けられません。
- 取引事業者に対する売掛金債権等が生じないのが一般的である業種(一般消費者を取引先とする事業者、金融業者及び不動産賃貸業者など)については通常、貸付けの対象となりませんので、加入にあたってはご注意ください。

- 一時貸付金の貸付け
 - 契約者に、臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は、共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても解約手当金の範囲内で一時貸付金の貸付けを受けることができます。

(1)一時貸付金の貸付条件

①貸付限度額	(注)機構解約の場合にお受け取りいただく解約手当金額(掛金総額が800万円に達している場合は任意解約の場合にお受け取りいただく解約手当金額)の95%の範囲内。ただし、一時貸付金の請求の時に共済金又は一時貸付金の貸付けを受けている場合は、これらの額は控除されます。
②貸付額	30万円以上で5万円の整数倍
③貸付金の使途	事業資金(運転・設備)
④貸付期間	1年
⑤償還方法	期限一括償還
⑥利率	有利子(金融情勢に応じて変動します)
⑦利息支払方法	貸付時に一括前払い
⑧違約金	年14.6%
⑨担保・保証人	不要

(注)一時貸付金の貸付限度額は、掛金納付月数に応じた表のとおりとなります。

掛金納付月数	一時貸付金の貸付限度額
1か月～11か月	0円
12か月～23か月	掛金総額×75%×95%
24か月～29か月	// ×80%×95%
30か月～35か月	// ×85%×95%
36か月～39か月	// ×90%×95%
40か月以上	// ×95%×95%
掛金総額が800万円の場合	800万円×100%×95%(760万円)

※一時貸付金の償還期日を経過した場合の取扱い
償還期日後、5か月を経過した後、なお償還すべき一時貸付金又は納付すべき違約金がある場合、これらの額は納付した掛金から控除します。

- (2)一時貸付金の借入申込み
中小機構に直接お申込みください。

制度の詳しい内容については「**経営セーフティ共済 制度のしおり**」をご覧ください。
なお、資料請求については、下記共済相談室にお問い合わせください。

加入の申込みは？

貴社の事業活動の内容が確認できる以下の所でお手続きください。

- 中小機構の委託団体で会員(組合員)となっている商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合など
- 現に融資取引等のある金融機関の本店

取扱機関名

中小機構ホームページのご案内

中小機構のホームページで、共済に関するよくあるお問い合わせや手続きの流れについても説明しております。

詳しいお問い合わせはこちらまで

共済相談室 **050-5541-7171**

[受付時間] 平日 9:00～18:00

経営者の退職金
ゆとりある生活を応援する安心の共済です。

小規模企業共済制度

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

Q1 ほんとうに安心なの？

経営セーフティ共済は、法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。現在約51万社が加入され、貸付累計件数約27万件、貸付累計額は約1兆9千億円にのぼっています。

Q2 どんな企業が加入できるの？

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■企業組合、協業組合

■事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

Q3 毎月の掛金はどのくらいなの？

掛金月額は、**5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます**。加入後も掛金月額は増額・減額できます(ただし、減額には一定の要件が必要です)。掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。また、掛金の前納もできます。

Q4 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます**。

※個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

Q5 どんなときに貸付けが受けられるの？

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となったときに貸付けが受けられます。

※貸付けを受ける際の注意点については、裏面を参照

Q6 どれだけの貸付けが受けられるの？

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。

※貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。

Q7 共済金の貸付条件は？

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、**共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます**。

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金をお支払いします。

Q8 取引先事業者が倒産しなくても貸付けが受けられるの？

取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「**一時貸付金**」の制度があります。

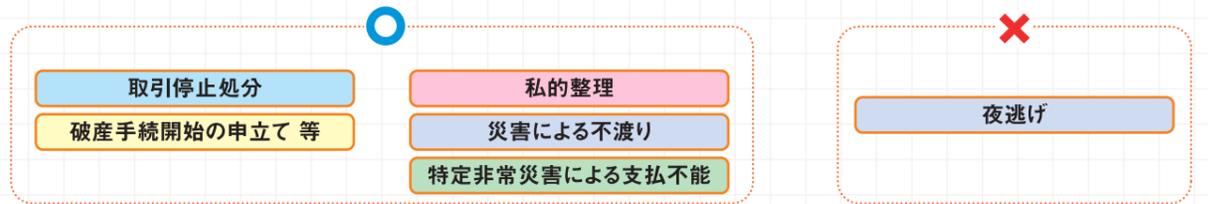
※詳しくは、裏面を参照

Q9 掛金は掛け捨てなの？

12か月分以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。

■ 共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

でんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)の取引停止処分、災害によるでんさい(でんさいネットが記録する電子記録債権)の支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。



■ 共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額(前納掛金は除く)の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

※「掛金総額」とは、納付した掛金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。

- 既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額
- 償還期日を3か月以上経過した共済金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額
- 償還期日を5か月経過した一時貸付金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額
- 倒産の発生の日の前日の6か月前の日から、貸付け請求があった日までの間の掛金月額の増額部分
- 倒産の発生日の翌日以後に納付した掛金のうち、2か月を超える延滞があったものの合計額

● 貸付額(上限)の算定例

例1 掛金総額100万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等1,500万円の焦げつきが発生した場合



掛金総額から100万円が控除 従って、掛金総額の残高は0円

例2 掛金総額800万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等5,000万円の焦げつきが発生した場合



掛金総額から500万円が控除 従って、掛金総額の残高は300万円

■ 償還期間および償還方法

貸付額に応じて**償還期間がかわります**。

貸付額	償還期間(※)	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

(※)償還期間には据置期間6か月を含みます

早期償還手当金は、次の条件にすべて該当する共済契約者に支給されます。

- 繰上償還によって当初の約定完済日より12か月以上早く完済していること。
 - 完済日において共済契約を解約(脱退)していないこと。
 - 繰上償還した共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと。
- ※早期償還手当金の額は、「共済金の額(貸付額) × 早期償還月数別の手当金率」で計算します。

■ 解約と解約手当金

共済契約の解約

- 任意解約 契約者が任意に行う解約
- 機構解約 契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- みなし解約 契約者が死亡(個人事業の場合)、会社解散、会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る)、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします。(ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません)

解約手当金

掛金を12か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます(掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります)。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります(不正行為による機構解約の場合は、支給されません)。税法上、解約した時点での益金の額(法人の場合)、または事業所得の収入金額(個人の場合)に算入することになります。共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

ご加入いただく前のご注意

- 準共済金 ▪ 12か月未満は掛け捨てとなります。
- 共済金A・B ▪ 6か月未満は掛け捨てとなります。
- 解約手当金 ▪ 12か月未満は掛け捨てとなります。
 ▪ 240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳しい内容については
「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入の申込みは
右記機関まで

- 商工会 ▪ 商工会議所 ▪ 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ▪ 金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など）

ホームページでのお問い合わせはこちら

小規模共済

検索

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>

お電話でのお問い合わせはこちら

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】 平日9:00~18:00

取扱機関名



おトクな点がふたつ。

「うれしい」が、すぐにはじまる共済。
小規模企業共済制度

節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

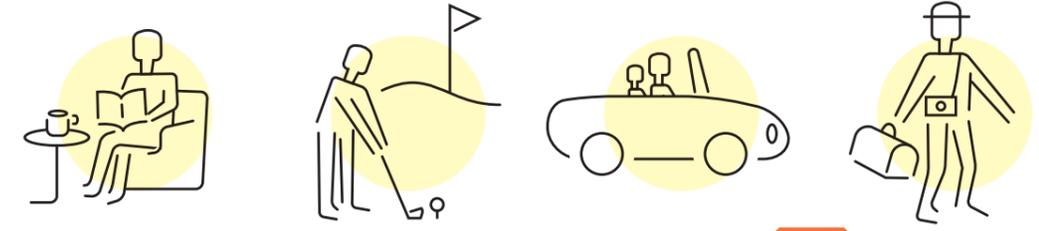
規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。

そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる

今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、

従業員20名以下(*)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下



おトク

実際に、どれだけおトクなの？



【例】課税された平均所得金額が400万円、
月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが
共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円*15年=1,642,500円
掛金合計額=5,400,000円* 共済金A：6,033,000円
受取額-納付額=633,000円

合計 **2,275,500円**

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

節税



掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

経営者の退職金



小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。

小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

POINT 1



掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。

POINT 2



共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。満期や満額はありません。

POINT 3



共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。

POINT 4



共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。

POINT 5



共済金の受給権は差し押さえ禁止。将来の安心を、しっかり守ることができます。

POINT 6



納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。もしもの時の、サポートにもなります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	★109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認いただけます。

共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合(掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A(A共済事由)	共済金B(B共済事由)
		<ul style="list-style-type: none"> 個人事業の廃止 個人事業主の死亡 会社等の解散 など 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢給付(※) 会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退職 会社等役員の死亡 など <small>※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。</small>
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	★1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。